

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十二号

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和六十一年七月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。